

森林施業低コスト化促進事業のうち 低コスト造林等導入促進事業 募集要領

株式会社 森林環境リアライズ
通 知 日 平成 25 年 6 月 19 日

はじめに

株式会社森林環境リアライズ（以下、当社）は、低コスト造林等導入促進事業（以下、本事業）における取り組みを下記の要領で募集します。

なお、本事業は、平成25年度林野庁補助事業「森林施業低コスト化促進事業のうち低コスト造林等導入促進事業」に基づき実施するものです。

第 1 趣旨

森林・林業の再生及び持続的な森林経営の推進を図るために、森林経営の採算性の向上を図ることが不可欠となっています。また、我が国の人工林資源は利用可能な成熟段階に入りつつあり、今後国産材の生産・活用のさらなる促進が求められる中で、森林の多面的機能の発揮・確保の観点からも、再造林等による確実な更新を図っていくことが重要です。

しかし、林業の現場では、作業システムの高度な機械化や、その前提となる路網整備に関する改善対策が進められている一方、造林に対する技術革新の拡がりには遅れており、植え付けから収穫を経て再造林する森林施業を、持続的な一貫作業と見なした場合、全体的なコスト低減に至っていない状況にあります。このため、森林施業低コスト化促進事業では、一部の地域で開発・導入されてきた低コスト造林技術を各地域に導入して、全国的に低コスト化技術を定着させることを目指すこととしています。

その際、導入する低コスト化に係る造林技術の効果を最大限に発揮するため、各地域の諸条件に適合するような既存技術の改良等により、技術を最適化していく必要があります。

こうした背景から、本事業では、低コスト造林技術の導入・改良・検証・評価、地域内での同技術の普及・定着を目指した検討会の開催、などを実施する取り組みを募集します。 取り組みに対する必要経費の助成や、学識者からの助言・指導による支援等を行います。

第 2 助成の対象となる取り組み

本事業における助成の対象は、地域として新たに取り組むもの、既に取り組んでいるが更なる改良により低コスト化の向上が期待できるもの、既存施設等を活用することで低コスト化が期待できるもの、などの造林技術の低コスト化に資する取り組みとします（造林技術に係るものは広範な作業項目に及びますが、概ね伐採時や地拵えから、植栽時における獣害等の防除対策や、その後の下刈りの部分までが該当する可能性があります。詳細は、別表1参照）。但し、単年度での一定の成果が見込まれる取り組みを基本とし、来年度以降にも附属的・連続的に成果が得られる場合は、来年度に再度本事業に応募する必要があります。

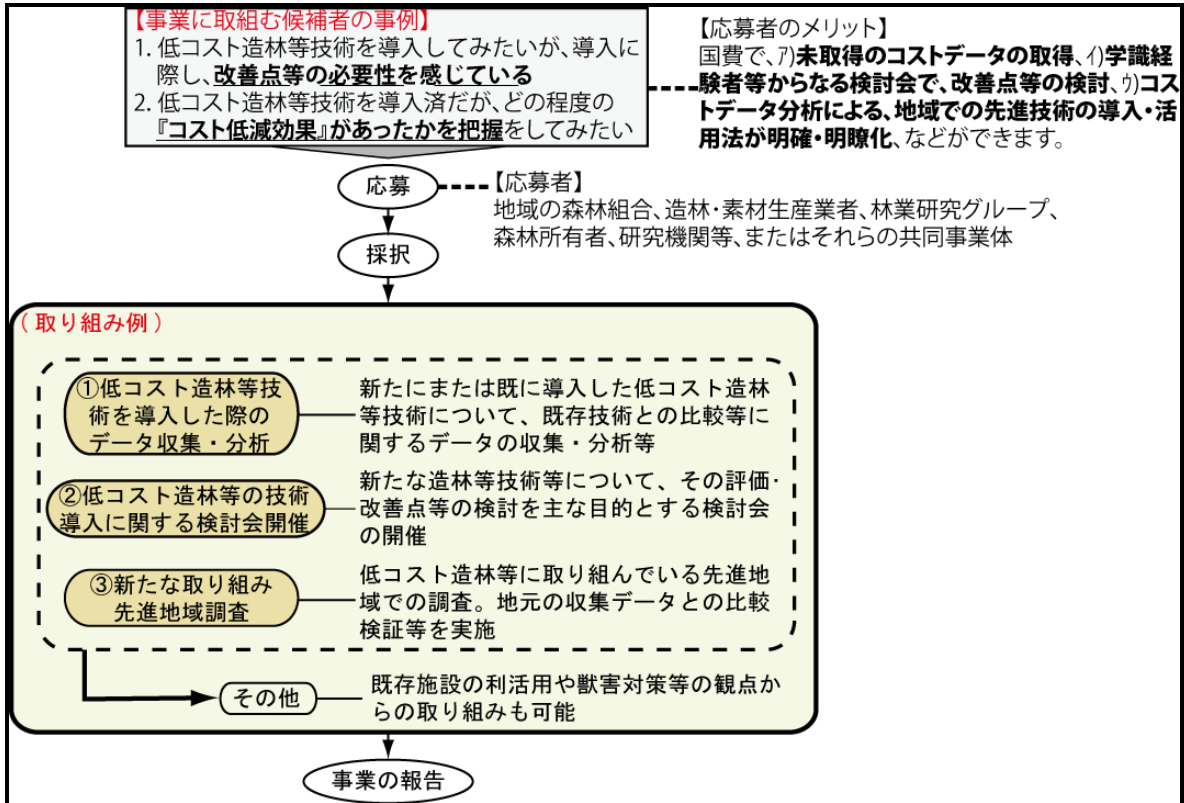
取り組みには、原則として下記の①、②を含むこととします。

- ① 低コスト造林等技術を地域に導入した際のデータ収集・分析
- ② 低コスト造林等の技術導入に関する検討会開催（多様な主体が参画する地域検討会の開催。導入状況等に関する現地検討会を1回以上含める）
- ③ 新たな取り組み先進地域調査（低コスト造林等に取り組んでいる先進地域での調査。但し、日本国内の先進地に限定）
- ④ その他低コスト造林等技術に関する取り組み

上記①～④の実施内容に係る報告書、精算書類の作成・提出は必須とします。

なお、当社主催による優良事例地における研修会の開催を予定していますが、上記取り組みと共同開催をお願いする場合があります。

本事業における応募者のメリットや、実施項目等の流れは、次のフローチャートのようになります。



第3 応募要件及び助成について

(1) 応募者の要件（応募資格）

地域の森林組合、造林・素材生産業者、林業研究グループ、森林所有者、研究機関等(公設を含む)、またはそれらの共同事業体であり、次の全ての要件を満たす者とします。

- ① 森林整備、林業経営に関する知見を有し、かつ、造林や森林施業に精通していること。
- ② 第2の①～④に示した内容を実施するために必要な技術・ノウハウを有する事業体による実施体制及び具体的計画が組まれていること。
- ③ 定款、寄付行為又は規約を有し、本事業に係る経理及びその他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有すること。

※複数の事業者による共同実施体制により応募する場合は、代表となる1者が応募して下さい。

- ④ 別紙「暴力団排除に関する誓約事項」に同意すること。

(2) 助成の対象となる期間

原則として、助成金交付決定の日から平成26年2月14日（金曜日）までとします。

(3) 助成金の額

一応募事業の取り組みについて、120万円程度を上限の目安とします。

なお、提案のあった金額については、助成対象経費等の精査により減額することがあるほか、本事業で収益を得る場合には、当該収益分に相当する金額の返還が必要となる場合があります。

(4) 助成の対象となる経費の範囲

助成の対象となる経費については、別表2のとおりとします。

(5) 助成対象経費の支払い

原則として事業終了後の精算払いとします。概算払いも可としますが、概算払いには期間を要する場合があるため、実施主体にて一定期間経費の立替をしていただく必要があります。

第4 応募方法等

(1) 応募表明

本事業に応募を希望する場合は、課題提案書提出表明書(別記様式第1号)を作成し、平成25年7月5日(金)17時までに、第5に示す問い合わせ先に提出してください。提出方法は、郵送・運送またはFAXのいずれかとします。郵送・運送にて提出される場合、書留もしくは宅急便等の配達記録が残る方法で発送してください。

(2) 応募申請

(1)の課題提案書提出表明書を提出された方は、課題提案書(別紙様式第2号)を作成し、平成25年7月12日(金)17時(必着)までに、第5に示す問い合わせ先に提出してください。提出方法は、郵送・運送のいずれかとします。書留もしくは宅急便等の配達記録が残る方法で発送してください。応募書類は原則としてワープロ等で作成してください。

(3) 応募に当たっての留意点

- ① 提出していただいた応募書類一式は返却いたしません。また、提出した内容の変更又は取り消しはできません。
- ② 応募要件を満たさない者が提出した応募書類は無効とします。また、応募書類の記載内容が事実と異なる場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。
- ③ 応募書類の作成・応募に要する費用は、応募者の負担とします。
- ④ 以下の取り組みは、本事業の対象となりませんので、注意してください。
 - (ア) 他の公的補助金を受け、又は受ける予定のある取り組み
 - (イ) 本事業による成果について、その利用を制限し公益の利用に供しない取り組み
 - (ウ) 営利目的の活動や活動対象が応募者の会員等に限定された取り組み
- ⑤ 応募に当たって当社が取得した個人情報、当社が厳重に保管し、原則として応募者の許諾無く第三者に開示・提出いたしません。ただし、助成対象として選定された取り組みの申請団体名、実施場所、実施概要については公開を予定していますので、あらかじめご承知おきください。

(4) 応募から事業実施までのスケジュール

応募期間	平成25年6月19日～7月12日	募集要領、応募様式等は、当社ホームページからダウンロードできます。 http://www.f-realize.co.jp/zourin/
審査・選定	7月13日～7月26日	当社が設置する外部の有識者を交えた審査選定委員会による審査を行った上で、応募した者の中から、助成対象となる取り組みを選定します。
事業実施	8月上中旬～平成26年2月14日	助成金交付申請書が受理された事業者等から随時実施して頂きます。なお、期間内に事業の完了をお願いします。

第5 応募に関する書類の提出先及びお問合せ先



株式会社 森林環境リアライズ 低コスト造林等導入促進事業 事務局

〒064-0821 札幌市中央区北1条西21丁目3-35

Tel : 011-699-6830 Fax : 011-699-6831

【お問合せ対応時間：平日（月～金） 9：00～17：00】

E-mail : jimukyoku@f-realize.co.jp

ホームページ : <http://www.f-realize.co.jp/zourin/>

【ホームページから募集要領等入手できます】

第6 審査・選定

(1) 審査方法

当社が設置する外部の有識者を交えた審査選定委員会による審査を行った上で、助成対象となる取り組みを選定します。審査・選定は書面審査で実施します。審査選定委員会及び選定過程は非公開とします。なお、審査・選定の過程で、必要に応じて当社から応募者に対して、提出内容に関するヒアリング等を行う場合があります。

(2) 審査ポイント

審査は以下のポイントを踏まえて、総合的に選定を行います。

審査項目	審査ポイント
1.事業目的との適合性	(1)導入・改良しようとする造林技術が低コスト化に資するものであるか。 (2)調査対象となる先進地域の選択が妥当であるか。 (3)地域全体としての取り組みであり、地域へ成果の普及が期待できるものであるか。 (4)地域のサポート体制があるか。
2.取り組み課題の妥当性	(1)現況における問題点・改善点が的確に把握されているか。 (2)導入・改良しようとする造林技術が、現地の林況を考慮したものであるか。 (3)実施プラン（時期、規模、人員等）が妥当なものであるか。 (4)データ収集・分析の手法は妥当なものであるか。
3.波及効果の期待性	(1)低コスト造林等技術の普及に係る、地域内における情報発信の手段が適切であるか。 他地域への普及が期待される内容となっているか。

4.実施主体ならびに遂行能力の適切性	(1) 取り組み課題を実施するための人員、ノウハウを有しているか。 (2) 取り組み課題を実施するための、評価・分析・報告の能力を有しているか。 (3) 取り組み課題を普及するための体制を有しているか。
5.資金・経費の妥当性	(1) 取り組み課題の遂行に必要な財政基盤を有しているか、精算払いに対応可能か。 (2) 助成金の収支計画は妥当か、必要な経費を適切に見込んでいるか。
6.その他	(1) 他の優位点があるか。(他の林野庁補助事業、または国有林野事業との連携等による相乗効果が期待できるものなど)

(3) 選定結果の通知

選定結果は、当社より応募事業体に文書で通知します。また、選定された事業体の氏名又は名称は、当社ホームページ等で公開いたします。

第7 助成金交付を受ける事業実施主体に係る責務等

助成金の交付を受ける団体は、事業全体の進行、成果の公表等、事業の推進全般について、責任を持たなければなりません。また、事業の実施及び交付される助成金の執行に当たって、以下の条件を守らなければなりません。

(1) 事業の推進

- 選定に関する通知を受けた後、助成金交付申請書（助成金の交付を受け取るために提出することとなっている申請書）を提出していただきます。
- 計画変更に伴う各種承認申請書の提出、定期的な報告書の提出等については、適時適切に行う必要があります。
- 本事業の完了時には、実績報告書・事業報告書等を提出していただきます。なお、実績報告書に係る経理書類等について、事業の終了後、最低5年間の保存が必要となります。

(2) 助成金の経理管理

- 事業実施主体は、交付を受けた助成金の経理管理に当たっては、助成金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に基づき、適正に執行する必要があります。事業実施主体は、補助事業の実施に当たって、本事業と他の事業の経理を区分し、助成金の経理を明確にする必要があります。

(3) 知的財産権の帰属等

- この補助事業により得られた知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラム及びデータベースに係る著作権等の権利化された無体財産権及びノウハウ等）は発明者に帰属しますが、出願等の状況を報告する必要があります。
- 事業実施主体は、国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を利用する権利を国に許諾することとします。

(4) 協力事項等

- 本事業により得られた事業成果及び交付を受けた助成金の使用結果については、本事業終了後に必要な報告を行わなければなりません。
- 林野庁ならびに当社は、報告のあった成果を無償で活用できるほか、事業実施主体等の承諾を得て公表できるものとします。
- 取り組みを実施することにより、事業実施主体に収益が生じた場合には、国が定める算式により、得られた額の国庫納付が求められる場合があります。

第8 事業の全体イメージ

当事業の、募集・応募から完了までの流れについて、図1に模式的に示します。

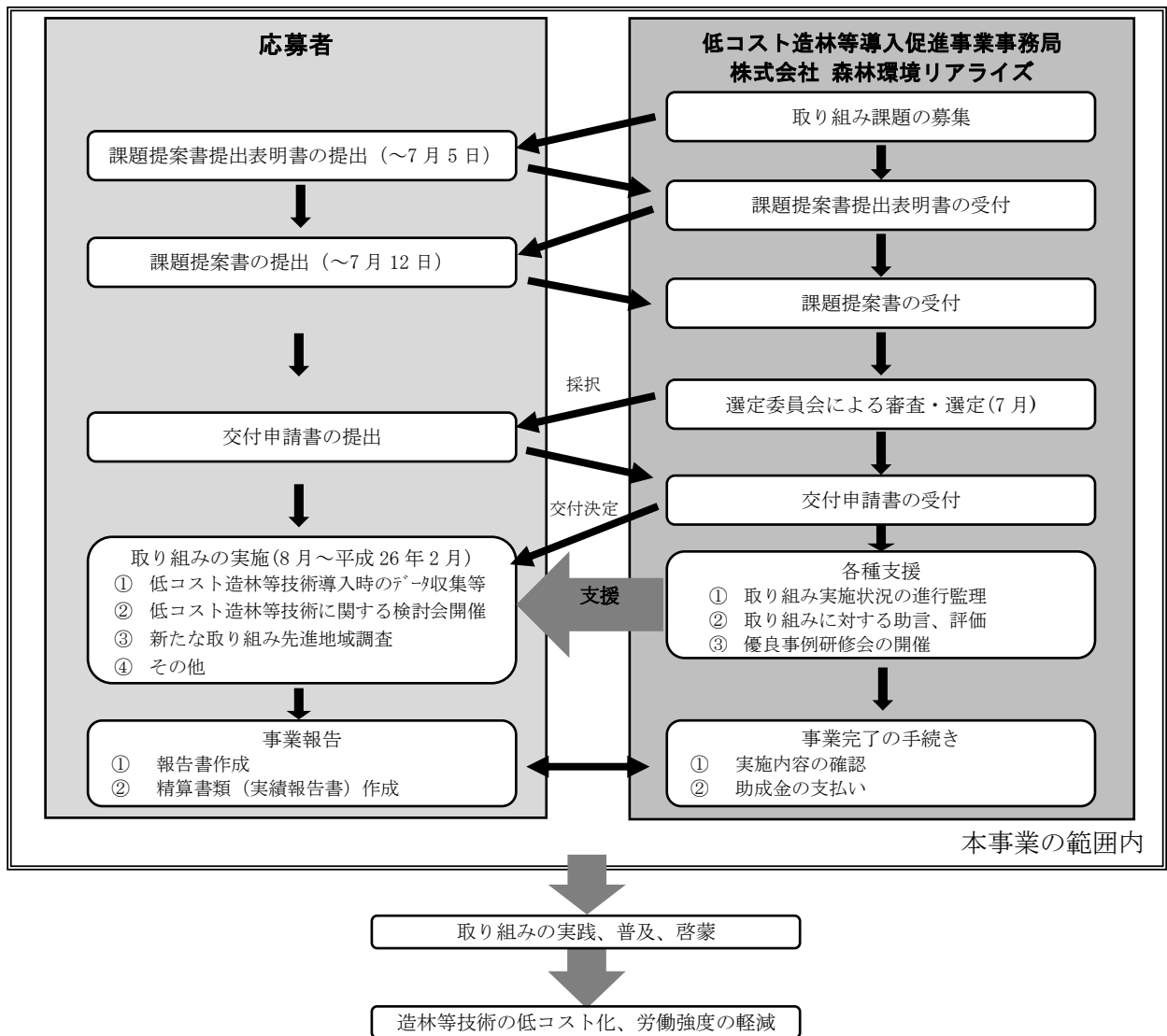


図1 事業の進め方

暴力団排除に関する誓約事項

当法人（団体である場合は当団体）は、下記1及び2の両方に該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、補助事業者等の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。但し、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 助成金交付の相手方として不適当な者




- (1) 法人等（法人又は団体をいう。）の役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時協定を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 助成金交付の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を越えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて事業担当者等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、課題提案書提出表明書（別記様式第1号）の提出をもって誓約いたします。

別表1 想定される低コスト造林技術（伐採時～植栽時（～保育時））

実施時期・項目		具体手法	期待される主な効果
伐採・地拵え		・伐採手法または地拵え手法の工夫	・再造林の際の省力化・労働負荷の軽減等
植栽前	新開発の苗	<ul style="list-style-type: none"> ・マルチキャビティコンテナ苗  <ul style="list-style-type: none"> ・セラミック苗  <ul style="list-style-type: none"> ・大苗 	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な初期成長→下刈り回数・経費の低減 →獣害対策の省略・簡略化 ・植栽時期の広汎性
	苗の改良	<ul style="list-style-type: none"> ・Mスターコンテナ ・軽量ポット苗 	<ul style="list-style-type: none"> ・片面波形シートの活用により直径調整可 ・資材の軽量化による労働強度の軽減
	植栽品種	・優良品種(上高2号、ナンゴウヒ等)	・良好な初期成長→下刈り回数・経費の低減 →獣害対策の省略・簡略化
	獣害対策	・防除資材・防除方法の工夫	<ul style="list-style-type: none"> ・安価な資材での施工 ・少ない人工での施工
	既存機械・道具の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・植え付け器具の改良・開発(プランティングチューブ等)  <ul style="list-style-type: none"> ・架線搬器による造林資機材の運搬 	<ul style="list-style-type: none"> ・苗の植え付けに係る省力化、労働強度の軽減
植栽時(秋植え等)	・植栽の実施(但し、夏以降の植栽)	<ul style="list-style-type: none"> ・広範な植栽適期による、伐採・地拵え等の他作業とのタイムラグ解消(効率化) ・春植え、秋植え以外の植栽時期の活着率(成長率)の状況等 	

別表 2

助成対象経費	範囲及び算定方法
(1) 技術者給	<p>取り組みを実施するために追加的に必要となる業務（専門的知識・技術を要する調査等）について、当該事業を実施する事業実施主体が支払う実働に応じた対価とし、日当たり単価に事業に従事した日数を乗じた額とする。</p> <p>また、日当たり単価の算定については、事業に直接従事した者に係る基本給、諸手当（超過勤務手当は除く）、賞与及び法定福利費を合わせた額を、就業規則で定められた年間就労日数で除した額とする。（算定に当たっては、退職給与引当に要する経費は含まない。）</p>
(2) 賃金	<p>事業を実施するために追加的に必要となる業務（資料整理、補助、事業資料の収集等）について、当該事業を実施する事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価とする。</p> <p>賃金の単価については、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定する必要がある。</p>
(3) 謝金	<p>事業を実施するために追加的に必要となる資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た講師等に対する謝礼に必要な経費とする。</p> <p>謝金の単価については、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定する必要がある。なお、事業実施主体に対し謝金を支払うことはできない。</p>
(4) 旅費	<p>事業を実施するために追加的に必要となる事業実施主体が行う資料収集、各種調査、検討会、指導、講師派遣、打合せ、普及啓蒙活動、委員会等の実施に必要な経費とする。</p>
(5) 使用料及び賃借料	<p>事業を実施するために追加的に必要となる器具機械、会場、車両、林業機械損料等の借上げや物品等の使用に必要な経費とする。（通常の団体運営に伴って発生する事務所の賃借料その他の経費は含まれない。）</p>
(6) 需用費	<p>事業を実施するために追加的に必要となる印刷製本費、消耗品費、会議費等の経費とする。（通常の団体運営に伴って発生する事務所の賃借料その他の経費は含まれない。）</p>
ア 印刷製本費	<p>事業を実施するために必要となる文書、図面、パンフレット等の印刷に必要な経費とする。</p>
イ 消耗品費	<p>事業を実施するために必要となる文献、書籍、原材料、消耗品、消耗器材、機械燃料・作動油、各種事務用品等の調達に必要な経費とする。</p>
ウ 会議費	<p>事業を実施するために追加的に必要となる会議の開催時に出席者に提供する茶等飲料類の調達に必要な経費とする。（事業実施主体が出席した場合、事業実施主体は対象とならない。）</p>
エ 運搬等諸経費	<p>事業を実施するために必要となる機械・機器の運搬等に必要な経費とする。（運搬等に係る手続きの代行に係る経費、手数料を含む。）</p>
(7) 役務費	<p>事業を実施するために追加的に必要となる人的サービス等に対して支払う経費であり、通信運搬費（機械運搬を含む）、原稿料等に係る経費とする。</p>
ア 通信運搬費	<p>事業を実施するために必要となる郵便料、諸物品の輸送等に必要な経費とする。</p>
イ 原稿料	<p>事業を実施するために必要となる情報をとりまとめた報告書等の執筆者に対して、実働に応じた対価を支払う経費とする。</p>

※当事業では、苗の購入費等の造林経費は認められませんが、他の補助により植栽した苗木に関して、当事業の経費でデータを取得・分析することは可能です。